



鳥労発基 0225 第 2 号

令和 8 年 2 月 25 日

関 係 各 位

鳥 取 労 働 局 長



「高年齢者の労働災害防止のための指針」について

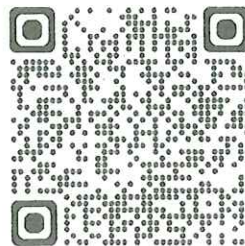
日頃から労働行政の推進につきまして、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(以下「エイジフレンドリーガイドライン」といいます。)に基づき、高年齢労働者の労働災害防止等の推進をお願いしてまいりましたが、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律(令和7年法律第33号。以下「改正法」といいます。)による改正後の労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第62条の2第2項の規定に基づき、標題の「高年齢者の労働災害防止のための指針(以下、「指針」といいます。)」がエイジフレンドリーガイドラインに代わって令和8年4月1日から適用されることとなりました。

指針の概要は裏面のとおりですが、鳥取労働局ではホームページに詳細を掲示しておりますので、ご参照いただきますとともに、会員事業場等がおられる団体等につきましては、広く周知していただきますようお願い申し上げます。

また、改正法の他の内容につきましてもホームページに掲載しており、今後順次施行される内容につきましても掲載することとしておりますのでご活用ください。

鳥取労働局改正法ページ



高年齢者の労働災害防止のための指針

令和8年2月10日 高年齢者の労働災害防止のための指針公示第1号

(以下は指針から項目を抜粋したものです。)

第1 趣旨

第2 事業者が講ずべき措置

1 安全衛生管理体制の確立等

- (1) 安全衛生管理体制の確立
- (2) 危険源の特定等のリスクアセスメントの実施

2 職場環境の改善

- (1) 身体機能の低下を補う設備・装置の導入
- (2) 高年齢者の特性を考慮した作業管理

3 高年齢者の健康や体力の状況の把握

- (1) 健康状況の把握
- (2) 体力の状況の把握
- (3) 健康や体力の状況に関する情報の取扱い

4 高年齢者の健康や体力の状況に応じた対応

- (1) 個々の高年齢者の健康や体力の状況を踏まえた措置
- (2) 高年齢者の状況に応じた業務の提供
- (3) 心身両面にわたる健康保持増進措置

5 安全衛生教育

- (1) 高年齢者に対する教育
- (2) 管理監督者等に対する教育

第3 労働者と協力して取り組む事項

第4 国、関係団体等による支援の活用

- (1) 中小企業や第三次産業の事業場における高年齢者労働災害防止対策の取組事例の活用
- (2) 個別事業場に対するコンサルティング等の活用
- (3) 補助金等の活用
- (4) 社会的評価を高める仕組みの活用
- (5) 職域保健と地域保健の連携及び健康保険の保険者との連携の仕組みの活用